

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 4 月 2 8 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 山本 潤

1. 調達内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 調達件名及び数量 | クロマグロ DNA の全ゲノムシーケンシング分析業務一式 |
| (2) 調達仕様 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期限 | 令和 7 年 7 月 3 1 日 |
| (4) 成果品提出場所 | 長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1 - 8
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 |
| (5) 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1 - 8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所
管理部門管理課
電話 0 9 5 - 8 6 0 - 1 6 6 2
F A X 0 9 5 - 8 5 0 - 7 7 6 7
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「クロマグロ DNA の全ゲノムシーケンシング分析業務入札説明書希望」と記入し社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「クロマグロ DNA の全ゲノムシーケンシング分析業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 ① あてファックス送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 5 月 9 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和7年5月22日 13時30分
長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 小会議室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所

令和7年5月22日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否

要。
- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもつて同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8 . 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

9 . 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書における「誓約書等」の提出について

当機構では、「政府機関等サイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定。）の趣旨を踏まえ、契約相手方となった場合に、特記仕様書に基づく誓約書等の提出をお願いします。

「クロマグロ DNA の全ゲノムシーケンシング分析業務」（以下「本契約」という。）特記仕様書をご理解いただき、以下内容の誓約を書面にしてご提出をお願いします。

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| ① 特記仕様書第3（1）・第4（2） | ： 本契約における履行体制及び遵守事項の誓約について |
| ② 特記仕様書第8（1）イ（ウ） | ： 本契約における消去状況の報告について |
| ③ 特記仕様書第8（1）イ（エ） | ： 本契約における履行完了に伴う遵守事項の報告について |
| ④ 特記仕様書第8（2）ウ | ： 本契約における個人情報及び要機密情報に係る情報の管理記録の報告について |
| ⑤ 特記仕様書第8（2）オ | ： 本契約における情報消去承諾の申請について |
| ⑥ 特記仕様書第8（2）ケ | ： 本契約における業務従事者全員への教育及び研修の実施状況の報告について |
| ⑦ 特記仕様書第10 | ： 本契約における再委託承認申請書 |

業 務 仕 様 書

1. 件 名 クロマグロDNAの全ゲノムシーケンシング分析業務
2. 業 務 目 的 本業務は、国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産技術研究所（以下、当所とする）が所有するクロマグロのDNA溶液について、低深度全ゲノムシーケンシング（1cWGS）を実施し、DNA配列を取得することを目的とする。
3. 検 体 数 クロマグロから抽出したゲノムDNA溶液 576検体
1検体あたりの品質基準：濃度50ng/μL以上、液量20μL以上
※検体発送予定スケジュール
契約締結日の翌日より起算し、5営業日以内に600検体を発送。
5. 業務内容1）にて行う品質確認により合格となった検体数が576検体に満たなかった場合、品質検査結果確認日の翌日より起算し、5営業日以内に追加分（最大200検体）の検体を発送する。
※なお、2回目の品質確認の結果、基準を満たした検体数が希望実施検体数に満たない場合には、契約内容を変更し、上記3. の検体数が解析可能となるまで品質確認の対応を行うこと。
4. 履 行 期 限 令和7年7月31日
5. 業 務 内 容
 - 1）当所より発送した検体について、DNA溶液の濃度及び品質が低深度全ゲノムシーケンシング（1cWGS）に耐えうる水準を満たしているか確認すること。
※検体の発送方法、当所での事前のDNA溶液の濃度測定法及び品質測定法については請負業者が指定すること。
 - 2）合格した検体について、請負業者にて Twist 96-Plex Library Preparation Kit（ツイストバイオサイエンス社）を用いたライブラリ調整を行うこと。その後、任意の次世代シーケンサーを用いて、下記の条件にて全ゲノムシーケンシング分析を実施すること。
 - ・検体数：576検体
 - ・平均スループット（収集データ量）：1検体あたり1Gbp※次世代シーケンサーの機種は問わない。
 - ・ペアエンドシーケンシング：PE150

6. 分析結果提出
- 1) 分析結果（全ゲノムシーケンシングデータ等を含む本分析に関する書類及びデータ全て）を取りまとめ、ハードディスクまたはクラウド上で提出すること。ただし、請求書類（請求書、納品書、業務完了報告書など）に関しては紙媒体で下記の提出場所に送付すること。
※ 分析結果の送付に係る費用は請負業者負担とすること。
 - 2) 分析結果を提出する際は、提出前にウイルスチェックを行うこと。
 - 3) シーケンシング配列データは FASTQ 形式とすること。
- 【分析結果提出場所】
- 長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1－8
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所
7. 業 務 報 告
- 本業務は分析結果提出後、完了報告書の提出をもって完了とする。
報告期限：分析結果提出月の末日
8. そ の 他
- 1) 本業務における品質確認及び分析業務について、別添：国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委任等に係る特記仕様書に従うこと。
 - 2) 詳細については担当職員の指示に従うこと。